

## 鳥取県告示第7号

岩美町が行う土地改良事業に係る坂上地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成25年1月8日から同月28日まで
- 縦覧に供する場所  
岩美町役場
- 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。